

ひとり親家庭等医療証について

- 申請し該当すると、対象者となる親と子が受診された際、**医療費が無料**になります。
ただし、保険が適用されないものに対しては、医療証も使用できません。
- 医療証には有効期限がありますので、有効期限日の前後に更新の手続きをお願いします。
(更新の手続きは6月のお知らせ板でご案内します)
更新時には ①健康保険証または資格確認書 ②旧~~●~~医療証 をお持ちください。
- 山形県内の医療機関を受診する際には、必ず保険証等と一緒に提示してください。
県外で受診された場合は ①健康保険証または資格確認書 ②~~●~~医療証 ③領収証 ④通帳
を役場健康福祉課に持参のうえ申請してください。後日、医療費が助成されます。

医療証をもらえるのはどんな人？ (はい → いいえ →)

朝日町に住所がありますか → 住所地にお問い合わせください



配偶者のいない方(※1)ですか → 該当しません



就労等(※2)により、19歳未満の子どもを扶養(※3)していますか



所得税は課税されていませんか → 該当しません



「ひとり親家庭等医療証」を取得できます

自己負担額

◆ 外来 : 無料 ◆ 入院 : 無料 ◆ 訪問看護 : 無料

◆ 入院時食事代 : 1食につき 510円

低所得者には健康保険制度等にて軽減措置あり、申請必要

- ※1 配偶者のいない方
- ・離婚した女子または男子であって現に婚姻(内縁を含む)していないもの
 - ・配偶者の生死があきらかでない女子または男子
 - ・配偶者から遺棄されている女子または男子
 - ・配偶者が海外にいるためその扶養を受けることができない女子または男子
 - ・配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子または男子
 - ・その他父母のいない児童等
- ※2 就労等している方
- ・就労している場合
 - ・求職活動又は就労に向けた活動を行っている場合
 - ・職業能力の開発向上のために職業訓練校等に在籍している場合
 - ・傷病により長期間(概ね1ヶ月以上)の在宅での安静又は入院が必要な場合
 - ・親族が傷病、障がいの状態又は要介護状態にあり、その方の介護を行わなければならない場合
- ※3 扶養している方
- ・市町村国保加入者の場合 → 税法上扶養している方
 - ・市町村国保以外の保険の場合 → 被保険者(保険証上扶養している方)

◇就労されていない場合の提出書類について

1. 求職活動又は就労に向けた活動を行っているため。
2. 職業能力の開発・向上のために職業訓練校、専修学校等に在籍しているため。
3. 傷病により長期間(概ね1か月以上)の在宅での安静又は入院が必要なため。
4. 親族の介護を行う必要があるため。

上記に該当する方は、特別な理由に関する申出書の他に下記の添付書類が必要です。

(添付書類)

1に該当する場合：求職活動又は就労に向けた活動を行っていることを証明する書類

- ・雇用保険法の失業給付（傷病手当を除く）の受給資格者証の写し
- ・公共職業訓練を受けている場合は受講指示書の写し
- ・ハローワーク受付票の写し
- ・求職活動支援機関を利用していることを証する書類
- ・採用選考等を受けたことを証する書類

2に該当する場合：職業訓練校、専修学校などの在学証明書

3に該当する場合：長期間（概ね1か月以上）の在宅での安静又は入院が必要であることを証する主治医の診断書

4に該当する場合：①親族の障がい、病状等の状態を証する書類

- ・重度心身障がい（児）者医療証
- ・身体障害者手帳（1級、2級）の写し
- ・療育手帳Aの写し
- ・精神障害者手保健福祉手帳（1級）の写し
- ・介護保険証（要介護）
- ・長期間（概ね1か月以上）の在宅での安静又は入院が必要であることを証する主治医の診断書

②申出者が介護を行う必要があることを証する書類